

多摩地域福祉有償運送運営協議会

運営協議会

(令和2年度 第1回)

会 議 録

| | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 会 議 名 | 令和2年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 | |
| 日 時 | 令和2年8月18日（火） | |
| 場 所 | — （新型コロナウイルス感染防止のため、書面決議にて実施） | |
| 確認者 | 委 員 | 内山、矢島、紺野、秋山、藤井、島津、町田、本谷、大和田、堀越、矢ヶ崎、小堀、小川、五十嵐、菊池、小野澤 （16名） |
| | 事務局 | 清瀬市・東久留米市 |
| 欠席委員 | 0名 | |
| 議 題 | 1 本年度の協議会運営について 2 会議成立報告 3 議題 (1) 第1回特別幹事会での審議に関する報告について (2) 運営協議会に協議申請された事項の審査について 4 今後について | |
| 公開・非公開の別 | 公開 | |
| 非公開の理由 | | |
| 傍聴人の数 | 0名 | |
| 配付資料 | 事前配付資料 ・ 令和2年度運営協議会協議予定団体一覧 ・ 福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表（14団体） ・ 福祉有償運送 対価変更協議依頼書（2団体） ・ 福祉有償運送 新規登録申請団体申請書（2団体） ・ 需給状況等一覧 | |

令和2年度福祉有償運送運営協議会

1 本年度の協議会運営について

令和2年度の福祉有償運送運営協議会については、新型コロナウイルス感染症の影響により東京やその周辺県で緊急事態宣言が発令されたため、会議の開催が難しいと考えられました。当協議会設置要綱第15条の規定では、この要綱に定めるもののほか、協議会の運営方法その他必要な事項については、別途協議の上決定することとなり、当協議会会長、東京運輸支局と協議し、委員の皆様からも意見をお聞きした上で、本年度の協議会については、書面協議で協議会を開催したものとみなし実施することとなったことを報告する。

2 会議成立報告

当協議会設置要綱第7条の規定により、運営協議会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととなり、令和2年8月18日（火）開催の運営協議会は、委員16人中、16人の方に書面による決議書をご提出いただいた。過半数の委員にご提出をいただいたので、会議は有効に成立していることを報告する。

3 議題

(1) 第1回特別幹事会での審議に関する報告について

第1回特別幹事会は、令和2年7月3日（金）に書面協議にて開催した。第1回特別幹事会では、更新登録申請14団体、新規協議団体2団体、変更協議申請2団体について審査をし、いずれも了承となった。

(2) 運営協議会に協議申請された事項の審査について

各事業所についての自治体からの報告は申請書類の通り。尚、今回申請を行った事業者について、各自治体が各事業所を訪問し、運行記録簿等の確認を行っている。また、前回からの変更点については、申請団体要件確認表で確認している。

特別幹事会からの報告を受け、運営協議会の委員の皆様には資料をお送りし、予め質問・意見を頂戴し、その上で委員に議案を審議いただいた。

○ 更新協議：14団体

| No | 市町村 | 団体名 | 了承 | 否認 | 意見を付し 了承 |
|----|-------|-----------------------------|-----|----|-------------|
| 1 | 府中市 | 社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 | 16人 | 0人 | |
| 2 | 調布市 | 特定非営利活動法人 ちょうふ自立応援団 | 16人 | 0人 | |
| 3 | 調布市 | 特定非営利活動法人 調布ハンディキャブ | 15人 | 0人 | 1人 意見No1 |
| 4 | 小平市 | 特定非営利活動法人 自立生活センター・小平 | 16人 | 0人 | |
| 5 | 小平市 | 特定非営利活動法人 移動サービス・バイユアセルフ | 16人 | 0人 | |
| 6 | 東村山市 | 特定非営利活動法人 障害者の自立を支える会こすもす | 16人 | 0人 | |
| 7 | 清瀬市 | 社会福祉法人 清悠会 | 16人 | 0人 | |
| 8 | 武蔵村山市 | 特定非営利活動法人 ヒューマンライフ・エンジョイ友の会 | 15人 | 0人 | 1人 意見No2 |
| 9 | 八王子市 | 特定非営利活動法人 ヒューマンケア協会 | 16人 | 0人 | |
| 10 | 八王子市 | 特定非営利活動法人 くるみ | 16人 | 0人 | |
| 11 | 八王子市 | 社会福祉法人 みずき福祉会 | 16人 | 0人 | |
| 12 | 八王子市 | 特定非営利活動法人 ケアブレイスはなでんしゃ | 16人 | 0人 | |
| 13 | 稲城市 | 社会福祉法人 永明会 | 16人 | 0人 | |
| 14 | あきる野市 | 社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会 | 15人 | 0人 | 1人 意見No3 |

意見No1（委員）調布ハンディキャブについて、要支援者10名全員が歩行困難であり乗降不可では、介護レベルへの整合性に疑問があります。

回答No1（調布ハンディキャブ）歩行困難とは、「杖や歩行器を使用せず自力のみで歩行することが困難である」状態を意味しています。認知機能の低下は見られないため、要支援認定となっています。

また、身体的な状態として、「脚の上げ下げが難しい」や「視力・聴力が著しく低下している」、「自力で立位保持・座位保持が難しい」等があり、介助無しでは乗降が難しい状態です。

なお、登録している顧客の中には、これらを複合的に抱えており、要介護度を上げるための変更申請をされている方もいます。

10名とも同じ標記となっているため、10名の詳細な状況を以下に記載しま

す。(数字は旅客名簿番号)

23 : 付き添いの方に手助けしてもらい乗降することができる。車イスのまま乗車する場合もある。

24 : 腰が悪く、足の上げ下げが難しい。視力が低下している。

27 : 歩行器が無いと歩けない。座位保持はできるが、立ち上がることが自力では難しい。

29 : 杖が無いと歩けない。立位保持はできるが、筋力が低下しているため自力での座位保持が難しい。

34 : 杖が無いと歩けない。脚の上げ下げが難しい。高齢になってから大腿部を骨折しておりリハビリもまともに出来ていない。視力・聴力ともに低下している。

45 : 杖が無いと歩けない。視力・聴力が著しく低下している。

59 : 杖が無いと歩けない。脚の上げ下げが難しい。座位保持が難しい。視力・聴力ともに低下している。

67 : 杖が無いと歩けない。脚の上げ下げが難しい。座位保持が難しい。視力・聴力ともに低下している。

69 : 杖が無いと歩けない。脚の上げ下げが難しい。立位保持・座位保持が難しい。座ることも立ち上がることも自力では難しい。視力が低下している。

70 : 杖もしくは歩行器が無いと歩けない。脚の上げ下げが難しい。視力が著しく低下している。

意見No2 (委員) 武蔵村山市のヒューマンライフ・エンジョイ友の会について、運転者2名(73歳、76歳)で74名の移送サービス提供は大変な負担と考えますが、健康の維持に気を付けてください。

回答No2 (ヒューマンライフ・エンジョイ友の会) 健康面に関しては、健康診断を定期的に受診し、結果を報告しています。また、運行開始前に、対面点呼等を行い体調の確認を行っています。技術面に関しましては、ドライバー同士での路上運転のチェックや要注意箇所等の確認を日頃から行っております。76歳のドライバーには短い距離の運送や定期ルートに従事するようコーディネートの配慮もしています。

運営に関しましては、登録者数は74名ですが、稼働率が低い方もおりますので

運営は問題なくできております。しかし、今後の運営を考えますとドライバーを募集し、引き受けていただける方がいれば、引き継いでいきたい考えています。

意見No 3（委員）あきる野市社会福祉協議会について、運転手27名中、70代が11名と多く、さらに要支援者（16名）のほとんどが歩行困難であると考え、健康面を考慮してほしい。

回答No 3（あきる野市社会福祉協議会）あきる野市社会福祉協議会のドライバーに対しての健康診断は実施していませんが、高齢ドライバーが増えている現状を鑑み、自身で受けている健康診断の結果を任意で提出していただくほか、全ドライバーから、最低1年に1度は健康告知書の提出をお願いしています。

また毎回、運送前には点呼簿（体調や睡眠時間等）の記入をしていただいております。その際には職員が必ず声かけをして、普段と変わった様子はないか確認し、運送に出していただくようにしています。

○ 新規団体：2団体

| No | 市町村 | 団体名 | 了承 | 否認 | 意見を付し 了承 |
|----|-----|-------------------|-----|----|----------------|
| 1 | 狛江市 | 社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会 | 16人 | 0人 | 3人 意見No 4～6 |
| 2 | 福生市 | 社会福祉法人 福生市社会福祉協議会 | 16人 | 0人 | 3人 意見No 7～9 |

意見No 4（委員）狛江市社会福祉協議会と福生市社会福祉協議会について、新規申請書類からは運転者の生年月日が確認出来ない、年齢のわかる書式があると良いと思います。

回答No 4（狛江市社会福祉協議会・福生市社会福祉協議会）更新登録申請書類「（様式2）運転者要件一覧表」を委員へ提出。

（委員）福生市の団体は70歳以上の方5名など、高齢のドライバーが多いようです。当団体も高齢者（70歳以下）です。コロナ・熱中症に留意して運営していかなければ困難な夏です。今後ともご指導の程、よろしく願いいたします。

意見No 5（委員）狛江市社会福祉協議会について、「利用対価表」で「乗降介助は

原則いたしません」とあるが、福祉有償運送の役割を果たさないと考えます。

回答No5（狛江市社会福祉協議会）提出いたしました利用対価表には「乗降介助は原則いたしません」としてありますが、『介護保険制度における「通院等乗降介助」に相当する乗降介助は行わない』という意味でそのように標記しております。福祉有償運送事業として、利用者宅玄関前から車への乗降介助は行います。

「乗降介助は原則いたしません」と表記することにより、利用者に対して誤解や混乱を招く恐れがあるため、この一文を削除し、利用者に対しては説明会や登録時において十分な説明を行うようにいたします。

意見No6（委員）狛江市社会福祉協議会について、運行は車両寄附後の令和3年4月1日からということか。

回答No6（狛江市社会福祉協議会）狛江市社会福祉協議会による福祉有償運送事業は、令和3年4月1日より実施する予定となっております。

意見No7（委員）福生市社会福祉協議会の運行整備管理において、運行管理責任者・代行者及び整備管理責任者が、苦情処理責任者及び担当者と兼務になっている。苦情処理責任者・担当者は、先の運行管理責任者等と別の専任担当者を充てて貰いたい。というのは、利用者苦情の中に事故等重大な事由が潜んでいるかもしれないからである。

回答No7（福生市社会福祉協議会）利用者苦情の中に事故等の事由が潜んでいる可能性が考えられるため、運行管理の責任者等と苦情処理責任者及び担当者はそれぞれに専任担当者を充てる事といたしました。

意見No8（委員）福生市社会福祉協議会について、福生市社会福祉協議会定款に移動支援事業（福祉有償運送事業）が入っていない。重大事故等による死傷事故、刑事事件にかかわる事業であるため、定款を後日整備して貰いたい。

回答No8（福生市社会福祉協議会）福生市社会福祉協議会定款「（18）その他この法人の目的達成のため必要な事業」という位置付けで事業開始予定ですが、7月13日（月）に定款への記載について関東運輸局東京運輸支局（以下、運輸支局とする。）に確認をさせていただいたところ、運輸支局としては、「必ず定款に記載す

る必要はないが、今後定款の変更を行う際に併せて変更したほうが好ましい」との回答でした。委員のご意見及び運輸支局の回答を踏まえ、福生市社会福祉協議会定款を変更する際に、記載を加えたいと考えております。

意見No9（委員）福生市社会福祉協議会の運送の対価について、3 料金計算の基点で「市内運行及び運行区間内（近隣市町）に限る」とあるが、運送の発地または着地のいずれかが福生市でなければ受けられないため、注意してほしい。

また、近隣市町からの依頼があった際には該当市町で有償運送が実施されている場合は、そちらも案内していただければ。（可能な範囲で）

回答No9（福生市社会福祉協議会）利用者については、福生市内在住の方に限定しています。発着に関しては使用者宅を出発し、目的地（運行区間内）までの往復運行のみとしております。今後も上記の運行ルールを遵守してまいります。

また、近隣市町の利用者からのご相談に関しては、上記について丁寧に説明すると共に、該当市町について可能な範囲でご案内をさせていただいております。

○ 変更協議：2団体

| No | 市町村 | 団体名 | 了承 | 否認 | 意見を付し 了承 |
|----|-----------|--------------------------|-----|----|-------------|
| 1 | 三鷹市 | 特定非営利活動法人 みたか ハンディキャブ | 16人 | 0人 | |
| 2 | あきる野 市 | 社会福祉法人 あきる野市社 会福祉協議会 | 16人 | 0人 | |

上記審議結果を協議会会長と運営協議会事務局で確認し、更新協議14団体、新規協議2団体、変更協議2団体について了承と決定する。

以上で運営協議会に協議申請された事項の審査を終了とする。

4 今後について

(1) 令和2年度について

今年度中に更新登録の期限が到来する団体の審議は終了した為、新規登録団体等が無い場合、今年度の特別幹事会及び運営協議会の開催は今回が最後となる。

(2) 令和3年度について

次年度については、令和2年2月13日の運営協議会承認事項により、設置要綱が改正される。主な変更点は、①運営協議会と特別幹事会の一本化（更新審議が少なくとも、情報共有の為に年2回の会議を開催）、②委員構成の見直し（NPO代表委員の増員と、市町村委員の減員）、③委員報酬の改正、④運営協議会等での情報共有・勉強会。事務局については、東久留米市が運営協議会事務局代表となり、武蔵村山市が運営協議会事務局副代表を務める。